

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う

建築指導課の窓口対応について

新型コロナウイルス感染症拡大により、1月7日に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を、1月13日には京都府、大阪府及び兵庫県を含む7府県を、それぞれ対象区域として、緊急事態宣言が発出されましたことを受け、宇治市では、**窓口での不要不急な手続きの自粛についてご協力をお願いしています。**

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、職員を削減し業務にあたることとなりました。

建築指導課の各種手続きについては、当面の間、従来通り業務を継続しますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記の手続きについては郵送での手続きもお受けいたします。希望される場合は、事前に建築指導課にお問い合わせください。

郵送が可能な手続き

- ・ **建築確認申請・計画通知申請・検査申請等**
- ・ **長期優良住宅認定申請・低炭素建築物認定申請・完了報告等**
- ・ **その他各種許認可申請**
- ・ **耐震診断の申し込み・耐震改修工事等助成申請**
- ・ **福祉のまちづくり協議書・地球温暖化再エネ条例計画書・定期報告書の提出**
- ・ **省エネ法届出・建設リサイクル法届出**

感染症拡大を防止するため、ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力の程、宜しく願いいたします。

なお、今後の状況によっては、さらに変更する可能性があります。

郵送での手続きに関しては、以下の点にご注意ください。

- ・事前相談につきましては、通常どおり所定の「建築確認等事前相談書」をご利用いただき、メールにてお送りください。
- ・通常時より手続き日数を要する場合があります。
- ・交通事情等による遅延、不到達については市では責任を負えませんので、必要に応じて書留、簡易書留での郵送等をご利用ください。
- ・確認済証や副本等の返却についても、郵送対応は可能です。
申請書を送付される際、必ず返信用封筒を同封してください。封筒には返信先住所を記入し、副本の重量や封筒のサイズに応じた郵送料相当分の切手を貼ってください。（郵送料が不足した場合は、着払いでお送りいたしますのでご負担をお願いいたします。）
なお、建築確認済証・検査済証、長期優良住宅認定通知書・低炭素建築物認定通知書・完了報告副本、各種許認可証、福祉のまちづくり協議書副本・地球温暖化再エネ条例計画書副本・完了届副本、定期報告書副本、省エネ法届出書副本の返却については、窓口での受領押印に代えて、受領確認のため簡易書留で返送いたしますので、返信用封筒に郵送料相当分と簡易書留料金（320円）の合計料金の切手を貼ってください。
- ・書面で内容を確認できない場合、または判断が困難な場合、また添付書類の不備や不足のあるものは受付を行わないことがあります。その際は、電話等で連絡します。
- ・手続きに手数料が発生するものにつきましては、申請書等到着後に納付書を作成し、返送いたしますので納付書用の返信用封筒を同封してください。指定納入場所でのお支払いの後、領収証書の写しをFAX又はPDFでお送りください。納付を確認出来た日が受付日となります。
- ・図面の訂正等は電話やFAX、メールでも対応いたしますが、最終は全て差替えペーパーでの提出をお願いいたします。